

生活保護法第 6 1 条に基づく収入の申告について（確認）

（チェック欄）

- 生活保護法第 6 1 条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があること。
- 世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても福祉事務所長に申告する義務があること。高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務があること。
- 不実の申告があった場合は、生活保護法第 7 8 条に基づき、得た収入全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。

以上のことにつきまして、貴福祉事務所担当\_\_\_\_\_氏より説明を受け、理解しました。

年 月 日

住 所

氏 名

さくら市福祉事務所長 様

（参考）生活保護法

第 6 1 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

第 7 8 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。